

## 国際海運における新たな環境規制の導入 ～2025年の採択に向け議論が本格化～

海事問題に関する国際協力促進のための国連の専門機関、IMO（国際海事機関）では、国際海運の「2050年カーボンニュートラル」に向けて、2025年秋の採択、2027年中の発効を目指して新たなルール作りが進められています。

### 「技術的手法」は導入の方向

国際海運では現在、GHG（温室効果ガス）排出量が少ない燃料の使用等によるGHG強度（エネルギー単位当たり排出量）の段階的引き下げを義務付ける「**技術的手法**」と、GHG排出量に応じて全ての船舶に課金する「**経済的手法**」の2つの規制が検討されています（**図表1**）。

2024年9月に開催されたMEPC82（第82回海洋環境保護委員会）の本会議では、これら規制の導入の是非について、加盟国から意見表明が行われました。

このうち、「経済的手法」は中国、ブラジルなどが反対しており、採否そのものが不透明な状況ですが、「技術的手法」についての反対国はなく、導入される方向となっています。

### 脱炭素化水準や規制強化ペースが焦点に

「技術的手法」の重要な論点の一つが「**脱炭素化の水準や規制強化のペース**」です（**図表1・2**）。

国際海運における脱炭素化は、主流となる次世代燃料が定まらない等の要因により、これまで順調に進んでいるとは言い難い状況です。しかし、2050年までに求められる脱炭素化の規制水準やペースが明確化されれば、海運・造船事業者等も計画的に脱炭素化投資を行うことが可能となります（**図表3**）。

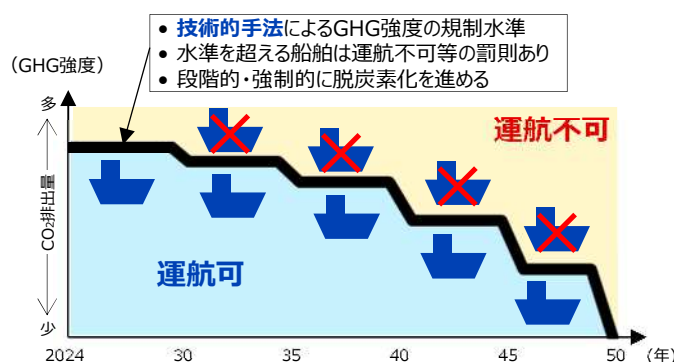
今後、規制案の正式な条約化に向けた詳細な論点整理が2025年春にかけ進められる見通しで、海運業界の脱炭素化が加速度的に進展する可能性があります。

図表1 環境規制の条約化に向けた主な論点

| 技術的手法<br>GHG強度の段階的引き下げ                                                      | 経済的手法<br>GHG排出量に応じて課金               |
|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| <b>脱炭素化水準・規制強化ペース</b><br><br>代替の適合手法の導入<br>- 抛出行(罰金)等の代替措置により<br>運航継続を認めるか- | 課金収入の使途<br>①ゼロエミ船への還付<br>②途上国への支援 等 |
| 【共通】燃料の製造プロセスによるGHG強度の違いを考慮するか                                              |                                     |

（資料）国土交通省資料よりひろぎんHD経済産業調査部（以下、当部）作成

図表2 「技術的手法」のイメージ



（資料）国土交通省資料より当部作成

図表3 「技術的手法」の導入により期待される効果

| 技術的手法                            | 海運                                        | 造船                                     | 船用<br>燃料製造                             | 海運業界の脱炭素化が<br><b>加速度的に<br/>進展する可能性</b> |
|----------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 2050年迄に求められる脱炭素化の水準、規制強化のペースが明確化 | • 規制強化のペースをもとに、現在の重油燃料船から次世代燃料船に更新する時期を計画 | • 海運事業者の次世代燃料船投資に合わせて、必要な建造設備等の更新投資を実施 | • 海運事業者の次世代燃料需要に合わせて、計画的に次世代燃料の製造設備を新設 |                                        |

（資料）当部作成

- ◆ 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ 本資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料のご利用に関しては、お客さまご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます。
- ◆ 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談のうえ、ご確認ください。
- ◆ 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。
- ◆ 本件に関するご照会は、ひろぎんHD経済産業調査部 担当：竹島（Tel082-247-4958）までお願いします。